

## 第1編

### 第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

---

みんなで減らそうごみの山(中央防波堤外側埋立処分場 - 東京都)



みんなで減らそうごみの山 (中央防波堤外側埋立処分場 - 東京都)

近年における国民の生活水準の向上,生活意識の多様化等に伴い,人体に対する直接的な危害の防止だけでなく,より快適な生活環境の確保に対する国民のニーズが高まっており,新しい行政の展開が図られている。

---

---

## 第1編

### 第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

#### 第1節 食品の安全性の確保

---

食品産業の発展に伴う食品の製造加工技術の近代化,高度化,複雑化により,様々な食品が現われ,また,輸入食品の増大等流通の広域化が進むなかで,食品の安全性確保のための対策は一段と重要性を増してきている。

このため,食品衛生法に基づき,食品及び食品添加物等の規格基準の設定,営業者に対する規制・指導等並びに輸入食品の監視等を柱として以下の施策を推進している。

---

## 第1編

### 第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

#### 第1節 食品の安全性の確保

##### 1 食品等の規格基準,表示

---

現在までに,清涼飲料水,食肉製品,冷凍食品等24の食品群,乳及び乳製品,添加物等について規格基準を設定しているが,今後とも必要に応じ新たな規格基準を設定するとともに,既に設定されたものについても見直しを行うこととしている。また,科学・技術の進歩に応じ,食品添加物の再評価を行う等絶えずその安全性の点検に努めているほか,諸外国との情報交換も行っている。

現在使用が認められている化学的に合成された食品添加物は347品目に上るが,従来の表示基準で表示を義務付けていたのは69品目にすぎず,しかも,ほとんどが添加物の物質名ではなく「人工甘味料」,「合成保存料」といった用途名で表示してもよいとされていた。近年の加工食品の普及,食品流通の国際化,国民の健康に対する関心の高まりなどから,食品の内容を理解し,選択するための情報として,添加物表示の充実を図るべきであるとの指摘がなされていた。このような中で,昭和63年6月,「使用した食品添加物は,公衆衛生上の観点から,例外的なものを除き原則として表示することが適当」である旨の食品衛生調査会の答申を得,国際動向をも踏まえ,同年7月,化学的合成品たる食品添加物をすべて含む347品目について食品添加物表示基準の改正を行った。また,化学的合成品以外のいわゆる天然添加物約1,000品目についても,この方針に沿って平成元年11月表示基準の改正を行い,表示対象とした。これにより食品に使用した食品添加物については原則としてすべて表示することとなった。具体的には,一般名又は慣用名である物質名により表示するとともに,表示の必要性の高い着色料,甘味料等8用途については用途名も併記することとした(なお,新基準への円滑な移行を図るため,3年6月30日までは経過措置期間とした。)

---

## 第1編

### 第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

#### 第1節 食品の安全性の確保

##### 2 輸入食品対策

近年我が国においては、輸入食品が広範に消費されるようになっており、輸入件数が増加する一方、チェルノブイル原子力発電所事故(昭和61年4月)やチリ産ブドウへのシアン化合物混入事件(平成元年3月)等予期できない問題も近年起きている。このため、検疫所における監視員の増員等検査体制の整備・充実を図り、輸入食品の安全性の確保に努めている。

食品の残留農薬については、これまで、53農産物について26農薬の残留基準が設定されており、今後、この残留基準の設定を進めることとしている。また、近時、輸入農産物の増大に伴い、輸入農産物に収穫後使用される農薬(ポストハーベスト農薬)の残留が問題となってきた。

我が国では、これまで農薬の収穫後使用はほとんど行われていなかったが、国際的には一般的な農薬の使用法となっていることから、今後、基準設定のための調査研究や輸出国との協議等を行い収穫後使用農薬残留基準を設定していく方針である。

#### 〔成田空港検疫所と輸入食品〕

水産物の取扱い金額で日本一の港は、別名「成田漁港」とも呼ばれる成田空港である。世界各国から生鮮食品をはじめとする大量の食品が輸入され、1億総グルメ時代を象徴している。中には、中国からのマムシやアメリカのワニの肉など変わりものも含まれるが、世界の三大珍味といわれるキャビア、フォアグラ、トリュフも円高を反映して年々増加している。近年では、毎年11月の第3木理日に解禁されるフランスのポージョレー・ヌーボー・ワインなどが急増している。

このような輸入食品の安全性を確保するために、成田空港には検疫所が設けられており、12名の食品Gメンが年間18万トン近い輸入食品の検査に当たっている。主な検査内容は、ヨーロッパ地域からの食品に対する放射能検査、食品に使用されている添加物の検査などである。ただし、これらの検査は、輸出国の公的検査機関による安全性を証明する書類があれば、省略することも認められている。検査後、食品衛生法上不適格な食品に対しては、積戻しや廃棄などの処置が取られ、食卓の安全が守られている。

#### 第7-1表 食品添加物の改正後の表示例

第7-1表 食品添加物の改正後の表示例

| 食品名            |       | 改正前   | 改正後                                      |
|----------------|-------|-------|--|
| ウインナーソー<br>セージ |       | 合成保存料 | 保存料(ソルビン酸K)                              |
|                |       | 合成着色料 | 着色料(アナトー)                                |
|                |       | 酸化防止剤 | 酸化防止剤(エリソルビン酸)                           |
|                |       | 発色剤   | 発色剤(亜硝酸Na)                               |
|                |       | ——    | リン酸塩(K), カゼインNa                          |
|                |       | ——    | 調味料(アミノ酸等)                               |
| 即席ラ<br>ーメ<br>ン | めん    | ——    | かんすい                                     |
|                |       | ——    | ソルビトール, 着色料(カロチン), 増粘多糖類,<br>酸化防止剤(V, E) |
|                | 添付調味料 | ——    | 調味料(アミノ酸等), カラメル色素, 香辛料                  |
| チューインガム        |       | ——    | ガムベース, 香料, 軟化剤                           |
|                |       | 合成着色料 | 赤色3号, 黄色4号                               |
|                |       | ——    | マンニット                                    |

## 第1編

### 第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

#### 第1節 食品の安全性の確保

##### 3 新しい機能をもつ食品

---

食品については、生命を維持する機能と「おいしさ」を感じさせる機能があるが、最近、生体防御、体調の調節等生体に色々な反応を生じさせる機能が注目されている。

そして、これらの機能を生体に対して十分に発現できるように設計された食品(いわゆる機能性食品)の研究・開発が進められている。このいわゆる機能性食品は食生活を通じての、より積極的な健康の増進に寄与するものと考えられるが、一方で、これらの食品が十分に評価を受けることなく商品として流通することは保健衛生上の問題があるため、これに対する適正な評価手法や認証、表示制度、国民に対する啓発普及のあり方等を検討する必要がある。このため、平成元年4月「機能性食品懇談会」中間報告が行われ、いわゆる機能性食品の役割、範囲、許可指針策定の方向等が示された。

---

## 第1編

### 第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

#### 第1節 食品の安全性の確保

#### 4 食中毒対策

---

昭和63年における食中毒発生状況をみると、食中毒統計が整備された27年以来、事件数は最低であったが、同一製造所を原因施設とする患者数1万人を超える食中毒が発生したこともあり、患者数は対前年比63.4%増加、1事件当たり患者数は過去最高となった(事件数724件、患者数4万1,439人、死者数8人、1件当たり患者数57.2人。厚生省大臣官房統計情報部「昭和63年度食中毒統計」)。原因施設については、依然として、飲食店、旅館、仕出屋等において食中毒発生件数が多く、また、製造所、学校給食施設、飲食店では大規模食中毒が発生していることもあり、都道府県等におけるこれらの施設に対する監視・指導の強化を図っている。

---

## 第1編

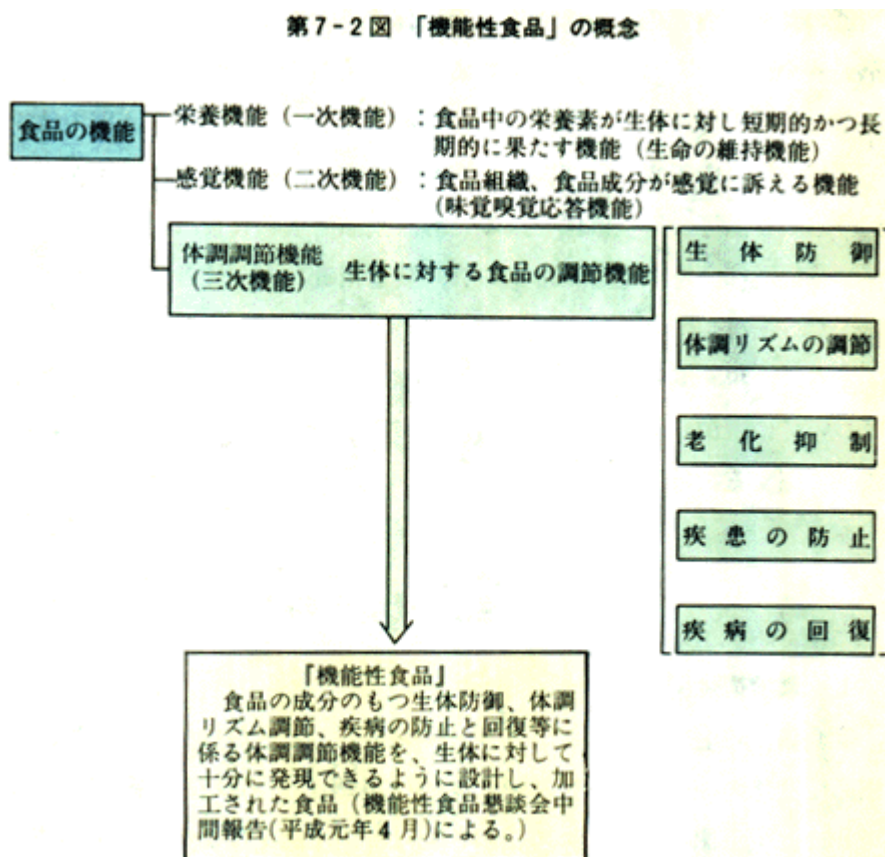
### 第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

#### 第1節 食品の安全性の確保

##### 5 その他の食品保健対策

近時、食肉需要量全体に占める食鳥肉の割合が3分の1を超える(昭和62年163万t)など、食鳥肉の需要量が急増しており、疾病り患食鳥肉、抗菌性物質等残留食鳥肉、食中毒細菌汚染食鳥肉の排除による食鳥肉の安全確保が、国民の健康保持上極めて重要なものとなってきている。

第7-2図 「機能性食品」の概念



このため、食鳥肉の安全と衛生を確保する公的検査制度をできる限り早い機会に設けるべく検討しているところである。

また、近年のバイオテクノロジーの進歩に伴い、組換えDNA等の技術を食品分野に応用する研究開発が進んでいるが、それらバイオテクノロジー応用食品等の安全確保を図るため、食品衛生調査会にバイオテクノロジー特別部会を設置し、基本方針、製造指針、安全性評価指針を策定すべく、検討しているところである。

さらに、現在既に約2,000種が流通しているといわれている健康食品については、消費者の適切な利用に資するため、摂取量及び摂取方法の表示に関する指針等を設定した。



*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

---

## 第1編

### 第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

#### 第2節 生活環境の向上

##### 1 境衛生関係営業

---

飲食店,理髪店,美容院,クリーニング店,公衆浴場など日常生活に極めて関係の深い環境衛生関係営業(昭和63年12月末現在の施設数約248万)は,生活関連サービスの提供を通じて衛生的で豊かな国民生活づくりに貢献している反面,営業者の大部分が中小零細企業であるため経営基盤が脆弱であり,営業施設やサービスの内容につき,ともすれば衛生上の問題を生じやすい体質を有している。

そこで,これらの営業に対しては,「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」に基づき,諸般の振興策が講じられている他,政府系金融機関である環境衛生金融公庫によって長期かつ低利の融資が行われており,昭和42年の設立以来,63年度末までの貸付総額は,3兆3,415億円に達している。

また,環境衛生関係営業の一層の振興を図るため,平成元年度からは,環境衛生関係営業者自らが高齢者を対象として,その需要を把握し,高齢者に配慮したサービスの開発・提供を行う「銀の店」街づくり事業を開始したところである。

---

## 第1編

### 第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

#### 第2節 生活環境の向上

##### 2 居住環境の向上

百貨店、店舗等の多くの人々が利用する一定規模以上の建築物については、空気環境の調整や給排水の管理等に関する建築物環境衛生管理基準を定め、衛生的環境の確保を図ってきたところである。平成元年度においては、昭和63年度に引き続き、より快適で健康的な居住環境を確保することを目的とした施策(健康リビング推進対策)を実施しており、建築物内の生物性粉じん対策、家庭用品に含有される化学物質の安全対策、ねずみ・衛生害虫の駆除、ダニ対策等に関する調査研究を進めているほか、建築物の構造・設備等に関して衛生上必要な措置を示す実践的ガイドラインの作成作業を行っている。

〔コミュニティ・セントウー東京都〕

江戸時代から日本人に愛されてきた銭湯。そこは衛生施設であるとともに、古典落語で知られるような老若各層が裸で触れ合い、地域的话题を交える場としても重要であった。今日、言葉でいえば、まさにコミュニティ・センターとしての役割を果たしていたのである。

銭湯は依然として自家風呂を持たない者の生活にとって必要不可欠の存在であるものの、近年においては、利用者が著しく減少した結果、廃業が相次いでいる。これは、高度成長期以後の自家風呂の普及などによるものである。

このような状況を踏まえ、昭和57年から東京都ではコミュニティ・セントウの整備を推進している。コミュニティ・セントウとは、衛生施設としての銭湯の確保と地域住民の身近な触れ合いの場づくりを目指して、既存の土地と施設を最大限活用し、地域の集会施設を併設した銭湯のことであり、現在都内で6か所が経営されている。

## 第1編

### 第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

#### 第2節 生活環境の向上

#### 3 化学物質の安全確保対策

---

化学物質の安全確保については、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、蓄積性は低い  
が、難分解性を有し、長期毒性の疑いのある化学物質については、指定化学物質として指定し、さらにその  
うち特に必要があるものについては、第二種特定化学物質として指定するとともに、難分解性、高蓄積性、長期  
毒性の3つの性状を併せ持つ化学物質を第一種特定化学物質として規制し、環境汚染防止対策の推進を図っ  
ている。

平成元年3月には、トリクロロエチレン(注1)等3物質が、また、同年12月にはトリフェニルスズ(TPT)化合物7  
物質が第二種特定化学物質に指定されるとともに、ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)(注2)が第一種  
特定化学物質に指定された。

---

(注1)金属の洗浄などに用いられる有機溶剤。

---

(注2)いずれも船底や漁網への貝類、藻類等の付着防止のための塗料等に用いられるもの。

---

## 第1編

### 第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

#### 第2節 生活環境の向上

##### 4 墓地等対策

---

今日、人口の都市への集中、核家族化の進展等により、墓地等を取り巻く社会経済環境は、大きく変化してきている。これに伴い、墓地等をめぐる多くの問題が発生し、社会的関心を呼びおこしているところである。こうした状況を踏まえ、「墓地問題等検討会」を開催し、墓地行政の基本的あり方等について検討を行っている。

---

## 第1編

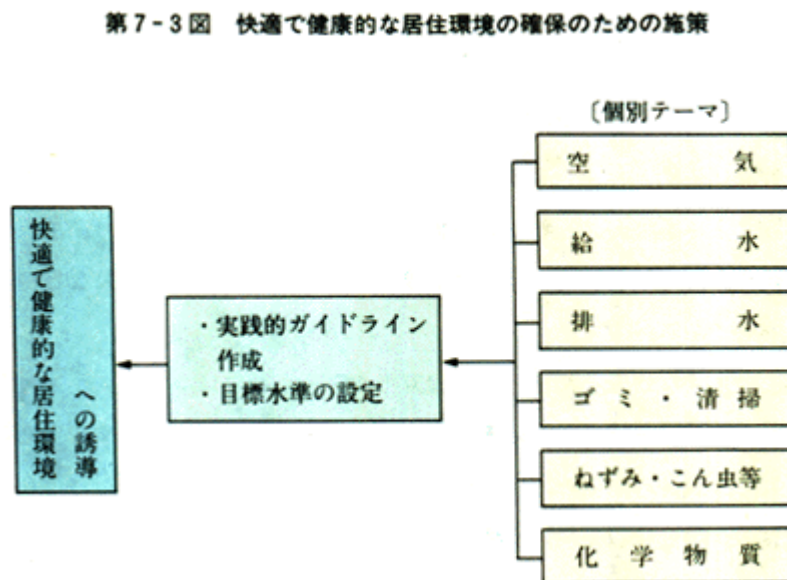
### 第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

#### 第3節 安全でおいしい水の安定的供給

我が国の水道については、水道法の前身である水道条例が制定されてから平成2年2月で百周年を迎えた。水道普及率も昭和63年度末で94.2%に達し、水道の果たす役割は益々大きなものとなっている。大多数の国民にとって水道が生活用水確保のための唯一の手段となっていることから、平常時の安定的給水はもちろん、渇水、地震時等の非常時においても国民生活への影響を最小限にするため、ダム等の水源開発、既存水源の有効利用等に加えて、基幹的施設の耐震化、連絡管の布設や調整池の設置等の施策を推進していくとともに、送配水施設における監視、制御・操作技術の高度化、管路等の合理的な更新を図ることが必要である。殊に、老朽度の高い管については、漏水や事故による断水の低減を図り、水道水の衛生を保持するため、その更新を進めることが急務となっている。

一方、近年の地下水汚染による飲用井戸の衛生状況の悪化等もあり、水道未普及地域の解消が課題となっている。このため、地方公共団体が策定する「水道未普及地域解消計画」に基づき、平成元年度から10か年以内に行う簡易水道等の施設整備に対し、国庫補助採択基準の緩和等を行い、これらの整備を促進することとした。なお、極めて遠隔地であるなどの理由により、将来とも水道を整備しない区域についても、本計画において衛生確保対策を定めることとしている。

第7-3図 快適で健康的な居住環境の確保のための施設



安心して飲める水の供給は水道の基本的使命であるが、一方、おいしい水の供給についても要望が出てきている。近年、湖沼の富栄養化の進行をはじめとして公共用水域の水質汚濁は依然深刻な状況にあり、また、トリクロロエチレン等微量有機化学物質による地下水汚染が顕在化する等、水道水質を取り巻く問題が複雑化、多様化してきている。

そこで、厚生省では、平成元年度から3年計画で水道水の水質基準につき制度面も含めた全体的見直しの検討を開始するとともに、安全でおいしい水道水を供給するため、通常の浄水処理では除去しにくいカビ臭に

も対応できる高度浄水施設の整備も引き続き推進している。

また、水道料金については、水道事業者間で著しい格差があるため、水道事業の公共性にかんがみ、需要者間の不公平感を解消していくために、地域の実状に応じた水道の広域的な整備の推進並びにこれらに対する財政援助等を通じて料金格差の是正を進めていくこととしている。

さらに、今日、大都市等においては、地下空間の利用が高度に進み、水道施設の整備を行うに当たり、既設の地下埋設物や構造物の基礎等が障害となり、円滑な整備が困難な状況にある。

このため、昭和63年6月の総合土地対策要綱の閣議決定等を踏まえ、「大深度水道管路検討会」を開催し、平成元年2月、報告がなされた。報告では、今日の大都市等における1)新規水需要への対応、2)老朽施設の更新、3)災害時等のライフライン機能等を図る観点から大都市等における大深度地下空間利用の緊急性、必要性が提言された。土地所有者等による利用がされていない大深度地下空間に水道施設を整備するための制度の確立や技術開発については、今後さらに検討を進める必要がある。

---

---

## 第1編

### 第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

#### 第4節 廃棄物の適正処理

##### 1 廃棄物処理の状況

---

我が国におけるごみの発生量は、昭和62年度において1日当たり約13万tと過去最高を記録しており、1人1日当たりでは約1kgとなっている。また、し尿については1日当たり約10万kl、産業廃棄物は約86万t(60年度)となっている。

ごみの発生量は昭和50年代にはほぼ横這いであったが、昭和60年代に入り増加し、昭和59年度と3年後の62年度の年間発生量を比較すると東北6県の年間発生量にほぼ匹敵する約340万tが増加している。ごみの増加は特に大都市において著しく、紙ごみ等の増加がその一因となっている。

ごみの処理にあたっては焼却、埋立処分及び再資源化が、し尿の処理についてはし尿処理施設等による衛生処理が基本となっている。そのため、昭和61年11月に決定された第6次廃棄物処理施設整備5か年計画に基づき、廃棄物処理施設の整備を進めており、62年度には収集されたごみの73%が焼却され、くみ取りし尿の83%が衛生処理されているほか、最終処分場や廃棄物の減量化、有効利用のための施設、ごみ焼却熱を有効に利用し発電や熱供給を行う施設等の整備を進めている。

---



## 第1編

### 第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

#### 第4節 廃棄物の適正処理

##### 2 ごみの減量・再資源化の推進

ごみの減量・再資源化は廃棄物の適正処理の観点のみならず、限りある資源の有効利用、地球環境の保全の観点からも重要である。市町村においては「資源ごみ」の分別収集、粗大ごみ等からの資源の選別回収及びごみ焼却余熱の利用等が従来より行われてきたところであるが、ごみの減量・再資源化をさらに推進するため、平成元年度には、ごみの資源化、不用品の再生利用を総合的に行い、地域のごみのリサイクルの中核となる廃棄物再生利用総合施設整備事業に対する国庫補助制度を創設し、大阪府吹田市において施設整備が進められているところである。この事業ではシルバー人材の活用、住民団体の参加など、様々な形での住民の協力を得ることが期待され、ごみ減量化だけでなく、ごみ処理への住民の理解が一層深められると考えられる。

また、廃棄物の排出の抑制のためには、生産、流通消費等の社会システム全体で廃棄物の減量化を図ることが必要であることから、平成元年12月には生産、流通等の業界36団体に対してごみ減量化への協力を要請したところである。国民に対するごみの減量・再資源化の呼びかけについても、毎年9月24日から10月1日に設定している「環境衛生週間」等の機会に行ってきたところであるが、元年10月から、「ごみ減量化を語る女性の会」を開催し、その啓発に努めている。さらに、広く国民意織の高揚、関係業界への働きかけ、市町村への啓発等を行い、ごみの減量・再資源化を積極的かつ総合的に推進することとしている。

#### [TOKYOSLIM'89]

東京都区部のゴミの総量は、昭和59年度には379万tであったものが、63年度には東京ドーム14.5杯分に当たる478万tに増加している。この増加量約100万tは、札幌市の年間ゴミ処理量に匹敵するという急増ぶりであり、その主な原因はOA化等による紙ゴミの増加と考えられている。この紙ゴミを主原因とするゴミの急増は、計画的に整備を進めてきた清掃工場の焼却能力を上まわるに至った。この結果、可燃ゴミの20%に当たる約72万tは未処理のまま埋立処分場にまわされることとなり、埋立処分場の使用予定期間の大幅な短縮が懸念されている。

そこで都では、平成元年6月から「いま考えたい、東京のゴミ・・・スローガン」に、流入都民を含む全都民、特に女性を対象として、ゴミ減量キャンペーン「TOKYOSLIM'89」を展開している。キャンペーンキャラクターの活用、清掃ニュース「ゴミプレス」の発行、トークイベント、PRキャラバンの実施、そして集大成イベントとして「TOKYOSLIMINDOME」の開催などが計画されている。また、具体的なゴミ問題への取り組み方法として、ゴミを出す際には可燃ゴミ・分別ゴミ・粗大ゴミに分けて出すこと、不用品交換やリサイクル運動で資源を有効に活用すること、「使い捨て」ではなくモノを大切にしながら有効に活用する生き方を選択することなどを訴えている。

#### 〔ごみ減量化を語る女性の会〕

現代のごみ問題を解決するためには住民の協力が必要不可欠であり、ライフスタイルの変更も含め、ごみの減量化について一人ひとりが見直す時期に至っている。そこで厚生省では、平成元年10月からごみの問題を生活に密着した観点から自由に論議してもらうため、「ごみ減量化を語る女性の会」を開催した。

会は、主婦、行政などの立場からごみ問題に取り組んできている5名のレギュラーメンバーに加えて、毎回テーマに沿った女性ゲストを迎えて、平成2年3月までに数回開催されている。全て公開で行われ、これまでに各委員からは、「ごみ問題は、生産・流通・消費全体の問題として考えることが大切」、「ごみ処理について、もっと国民に知ってもらうことが大切であり、役所のPRにも工夫が必要。また、学校教育の場でももっととりあげるべき」など活発に意見が出されており、厚生省としても会から生まれてきたアイデアを施策に活かしていきたいと考えている。

厚生白書(平成元年版)

**(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare**

---

## 第1編

### 第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

#### 第4節 廃棄物の適正処理

##### 3 フェニックス計画

---

近年,とりわけ人口・産業が集中している大都市圏域においては,廃棄物の排出量が増大する一方,地価の高騰等により最終処分場の確保が困難となっており,近畿圏では既に広域最終処分場整備事業(フェニックス計画)に基づき,平成2年1月から廃棄物の受入れが一部開始されている。また,首都圏では,今後,廃棄物の資源化・減量化や内陸処分場の確保に一層努力しても,東京湾に相当の廃棄物処分を依存せざるを得ないが,貴重な空間である東京湾で廃棄物を埋立処分するに当たっては,東京湾の利用と保全を広域的,総合的に勘案する必要がある。このため,昭和62年4月には厚生省,運輸省によって東京湾フェニックス計画の基本構想がとりまとめられ,現在,6都県市首脳会議をはじめとして関係地方公共団体等において廃棄物の広域処理問題について検討されている。

---

## 第1編

### 第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

#### 第4節 廃棄物の適正処理

##### 4 合併処理浄化槽

---

大部分が未処理のまま河川等に放流されている生活雑排水(台所や風呂場等からの排水)が公共用水域の大きな汚染源となっており,その対策が急務とされている。また,国民の約4割に当たる約4,875万人はいまだくみ取り便所を使用している。最近,し尿と併せて生活雑排水を処理し,処理性能にも優れ,かつ一般家庭に手軽に設置できる合併処理浄化槽が実用化され,生活雑排水対策上大きな効果を発揮するものと期待を集めている。

浄化槽の設置基数は,昭和63年3月末現在で約607万基となっており,国民の4人に1人に当たる約3,354万人が利用している。国民の水洗化への要望の高まりにより今後も毎年30万基程度の増加が見込まれている。このため,新たに設置される浄化槽等を合併処理浄化槽にしていくことが生活排水対策上望ましく,国としてもその普及を推進するため62年度より国庫補助制度を導入し,平成元年度予算額を大幅に増額した(昭和63年度補助額5億円,平成元年度補助額20億6,000万円)。

また,合併処理浄化槽を生活排水対策の柱の1つとして位置づけ普及していく上で浄化槽の適正な施工,維持管理を確保することが重要であることから,浄化槽の適正かつ総合的な管理システムを構築していくこととしている。

---

## 第1編

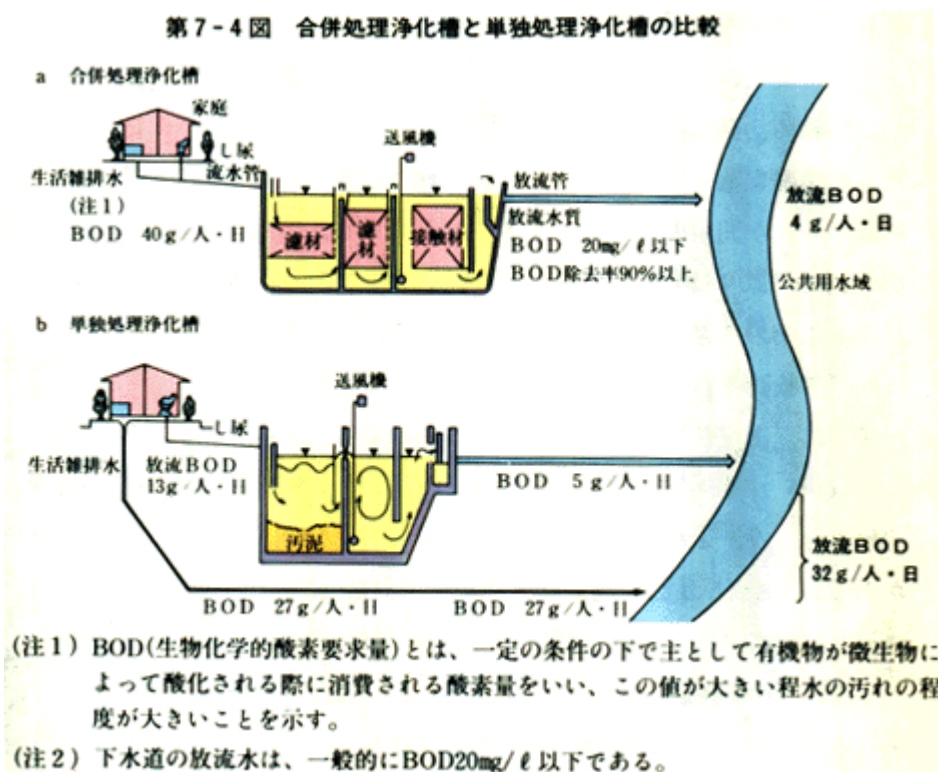
### 第7章 安全で快適な生活環境の整備促進

#### 第4節 廃棄物の適正処理

##### 5 産業廃棄物対策

近年,技術革新等に伴い産業廃棄物の排出形態の多様化等が生じるとともに,土地利用の高度化,快適な生活環境への要求の高まりなど社会経済情勢の変化に対応した産業廃棄物対策が求められていることから,昭和63年3月,生活環境審議会廃棄物処理部会産業廃棄物専門委員会において,当面講ずべき産業廃棄物対策の基本的方向等について報告がとりまとめられた。報告においては,全国的観点に立った産業廃棄物処理の基本方針の策定,産業廃棄物の処理方法,処理施設の構造,管理等に関するガイドラインの策定,産業廃棄物処理施設整備の促進,産業廃棄物の管理体制の強化等の指摘がなされ,厚生省はこれを受けてその具体化を進めている。

第7-4図 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の比較



産業廃棄物の量的増大,最終処分場の確保難による産業廃棄物の広域的な移動の活発化に伴い,不法投棄等の不適正処理が依然として多く,また,産業廃棄物の性状が十分に把握されないまま処理されることによる事故の発生が問題となっている。これらに対し,厚生省では「マニフェストシステム(積荷目録制度)(注)」の導入に向けて,平成元年度に首都圏及び近畿圏の5都府県で試行調査を実施し,2年度からの全国的な導入に向けて検討を行っているところである。

(注)マニフェスト(排出事業者が産業廃棄物の形状,取り扱い上の注意事項等を記載した伝票)を管理することにより,運搬から処理

に至る産業廃棄物の流れをチェックし、その不法投棄の防止や適正処理の推進を目的とする制度。

さらに、医療機関等から排出されるいわゆる医療廃棄物については、その取扱いが不適正である場合には、ウイルス性疾患の間接的な感染等の原因となり、公衆衛生の確保や生活環境の保全上問題が生じるおそれがあることから、「医療廃棄物処理対策検討会」において、平成元年11月、医療廃棄物のうちの感染性廃棄物の管理、排出及び処理についての指針として、「医療廃棄物処理ガイドライン」をとりまとめ、医療関係機関、処理業者等への周知を図っているところである。

## 高齢者保健福祉推進十か年戦略(平成11年度までの10か年の目標)

我が国は、いまや平均寿命80年という世界最長寿国になり、21世紀には国民の約4人に1人が65歳以上の高齢化社会となるが、このような高齢化社会を国民が健康で生きがいをもち安心して生涯を過ごせるような明るい活力のある長寿・福祉社会としなければならない。このため、消費税導入の趣旨を踏まえ、高齢者の保健福祉の分野における公共サービスの基盤整備を進めることとし、在宅福祉、施設福祉等

の事業について、今世紀中に実現を図るべき10か年の目標を掲げ、これらの事業の強力な推進を図ることとする。

### 1.市町村における在宅福祉対策の緊急整備

#### 在宅福祉推進十か年事業

- (1) ホームヘルパー10万人
- (2) ショートステイ5万床
- (3) デイ・サービスセンター1万か所
- (4) 在宅介護支援センター1万か所
- (5) ショートステイ、デイ・サービスセンター及び在宅介護支援センターを全市町村に普及させる。
- (6) 在宅福祉事業の実施主体(財団法人たる公社等)を全市町村に普及させる。
- (7) 「住みよい福祉のまちづくり事業」を推進する(人口5万人未満の市町村をも対象)。

### 2.「ねたきり老人ゼロ作戦」の展開

- (1) 地域において機能訓練を受けやすくするための体制の整備を図り、希望する者誰もが機能訓練を受けられるようにする。
- (2) 全国民を対象とする脳卒中情報システムを整備する。
- (3) 介護を支える要員を確保する。ホームヘルパーの増員とあわせ、在宅介護支援センターにおける保健婦・看護婦の要員等を計画的に配置する。
  - ・在宅介護指導員(保健婦・看護婦等)2万人
  - ・在宅介護相談協力員(地域のボランティア)8万人
- (4) 脳卒中、骨折等の予防のための健康教育等の充実を図る。

### 3. 在宅福祉等充実のための「長寿社会福祉基金」の設置

(1) 在宅福祉事業等の振興を図るため、700億円の基金を設置する。

(ア) 在宅福祉・在宅医療事業の支援

(イ) 高齢者の生きがい・健康対策の推進

### 4. 施設の緊急整備－施設対策推進十か年事業

(1) 特別養護老人ホーム24万床

(2) 老人保健施設28万床

(3) ケアハウス10万人

(4) 過疎高齢者生活福祉センター400か所

### 5. 高8者の生きがい対策の推進

(1) 「明るい長寿社会づくり推進機構」を全都道府県に設置する。

(2) 「高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル事業」を推進する。

### 6. 長寿科学研究推進十か年事業

(1) 研究基盤充実のための国立長寿科学研究センターを設置するとともに長寿科学研究を支援する財団を設立する。

(2) 基礎分野から予防法・治療法の開発、看護・介護分野、更に社会科学分野までの総合的な長寿科学に関するプロジェクト研究を実施する。

(3) これらにあわせて、将来の高齢化社会を担う児童が健やかに生まれ、育つための施策を推進することとし、とりわけ、生涯の健康の基礎となる母子保健医療対策の一層の充実について中長期的視野に立って検討する。

### 7. 高齢者のための縫合的な福祉施設の整備

(1) 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備を促進する(「ふるさと21健康長寿のまちづくり事業」)。

(2) 公的事業主体による高齢者の生活、介護、健康づくり及び生きがい活動を目的とした総合的施設の整備を検討する。その際、国立病院・療養所の再編成に伴う跡地等の活用についても検討する。

以上のほか、地方公共団体が地域の特性に応じて自主的に実施する高齢者保健福祉施策を支援する。

---

---